

資料1 令和元年度第2回認知症施策推進部会（書面開催）意見取りまとめ

①認知症の方やその家族が地域で安心して暮らしていくための認知症サポーターの活動についての意見

【抜粋・要約】

- ・地域の身近なところで仕事をしている人たちからの情報から認知症の早期発見の支援につながる。
- ・軽度認知症の人向けのヘルプマークのようなものを装着することで、積極的に支援の声がかけられる。
- ・日常的に利用する場の従業員の見守り強化。
- ・地域のなじみの方からの外出支援。
- ・認知症の方と接する場を提供することは、認知症の理解につながる。
- ・認知症の方やその家族の声を聴く機会を設ける。その意見を地域の人に投げかけることで地域の課題として検討でき支援や施策につながるかもしれない。
- ・新しい事業を起こすのではなく、住民が普段している行動と事業を結び付けて行うことは住民の負担が少なく、受け入れられやすい。

②認知症施策への意見

【抜粋・要約】

- ・成年後見制度利用についての基礎知識啓発。
- ・地域の支援が必要な人について、民生委員やその人が利用する地域の身近な人・機関等が情報共有する。
- ・認知症本人の意見を聞くこと。
- ・認知症サポーターを活用していくための仕掛けをする。

資料2 認知症施策に関する高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画実施状況及び第8期介護保険事業計画について

第7期介護保険事業計画（平成30年度から令和2年度）に基づき事業展開をしており、今年度は令和3年度から5年度までの事業計画（第8期）の策定を行っています。その進捗状況の報告が資料2となります。この資料は認知症施策の部分のみピックアップしています。

Ⅱ. 第8期計画における課題

高齢者の現状分析、第7期計画の評価、この計画策定のために実施したアンケート調査結果から課題をまとめたものです。

Ⅲ. 施策の展開

第7期計画策定時（平成29年度）の推定値と実績値の比較を行っています。

それらから、現状と課題を抽出し、今後の方向性として第8期計画（令和3年から5年）において目指す内容を記載しています。

1. 認知症高齢者の支援体制の整備

① 認知症初期集中支援推進事業

この事業は五条川リハビリテーション病院にオレンジサポートチームとして委託しており、地域包括支援センターへ認知症に関する相談があったケースを対象とし、医療・介護サービス等に早期につながるよう支援しています。月に1回、オレンジサポートチーム、地域包括、市とで会議を開催し、ケースの選定や進捗状況の報告を行っています。

② 認知症地域支援推進員等設置事業

地域包括支援センターでの認知症に関する相談を計上しています。今後、後期高齢者数が増加する見込みから認知症高齢者数も増加し、相談件数も増えることが見込まれていきます。また、市民への相談先の啓発をするとともに、早期に介入できる体制が必要です。

③ 認知症ケア向上推進事業

認知症サポーターの活動の場の一つとして、認知症カフェや家族介護者交流事業等を提供し、認知症について一層正しく理解してもらうとともに、見守り体制の構築を図ります。

④ 認知症サポーター養成講座の実施

平成18年度から養成講座を開催し、現在延べ9,000人近くの方がサポーターとなっています。一般の方以外に市民と職域で接することのある従業員への講座の啓発を行うとともに、このサポーターの方が具体的な支援方法を学べる場を提供していきます。

⑤ 認知症高齢者等への見守り事業

地域の市民、仕事等で接することのある企業の従業員等広く各事業を周知し、認知症高齢者を見守る社会を作ることが大切です。

2. 高齢者の権利擁護

権利擁護

何らかの理由で判断能力が不十分な高齢者等を保護し、財産管理、契約等の締結などを支援するため成年後見制度を活用した体制整備が必要です。

資料3 日常生活圏域と地域包括支援センターの複数設置について

今年度開催されました高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会及び地域包括支援センター運営協議会において、日常生活圏域ならびに地域包括支援センターの複数設置について協議されました。

日常生活圏域とは、概ね30分以内に必要なサービスが提供され、施策や将来的な介護サービス量等を考えていく上での基本的な単位となります。国は、地理

的條件、人口、交通事情その他社会的條件の実情に応じた範囲を想定しています。

既存のネットワーク（寿会、地区民生委員連絡会、様々な事業）の高齢者の行動範囲等勘案し、旧町単位の4か所を圏域とし、令和3年度から日常生活圏域は4か所と定める方向で検討されています。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することが目的となっており、現在市内1か所の設置となっております。

圏域を複数にすることから、その圏域ごとの課題に対し解決していかなくてはならず、拠って、高齢者のあらゆる情報が集約され、相談から対応までをワンストップで担い、地域包括ケアの中核であるセンターは日常生活圏域を考慮し適切に配置する必要があります。これらを踏まえ、第8期計画中に地域包括支援センターの複数配置することについて検討されました。

資料4 清須市地域包括ケアシステム推進委員会の在り方について

地域包括ケアシステム推進委員会はこの第2条の内容を協議するため、第6条にあるように部会を置くことができる、としており、認知症施策推進部会、地域ケア推進部会、在宅医療介護連携推進部会の3部会が設置されています。

地域支援事業の連動の図では、認知症総合支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業等の施策と連携・調整を進め、会議や研修の合同開催など一体的な運用を図ることで、高齢者には効果的に、そして自治体には効率的な事業実施を行います。

令和2年度まではこの委員会は3部会のみ設置ですが、3年度以降は、委員会を設置、そしてこの3部会を一つにまとめて会議を設置していこうと考えています。利点としては、一体的に運用を図ることで、地域包括ケアシステム構築を効果的・効率的に実施できる、同じ委員に年に数回出席をお願いするので委員の負担にはなりません、その分、施策に対して現在よりも一層深く検討することができる事が挙げられます。

スケジュールについてです。

▲印が、部会を統合してできた、地域包括ケア連携推進協議会で、施策の取組に関する事を年4回程度協議して行く予定です。委員会の下部組織の位置づけとなります。委員は4回とも同じで、今までどおり2年任期となります。

●は、地域包括ケアシステム推進委員会で年に1回年度末に開催します。今年度、第8期介護保険事業計画策定委員会を開催しており、引き続き3年度以降も計画推進委員会として計画の進捗状況を報告していきますので、そこで一緒に上部組織として検討内容等を報告して行く予定です。